

統計法施行令の一部を改正する政令について

平成 26 年 12 月
総務省政策統括官
(統計基準担当)

1. 改正の概要

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項に規定する基幹統計である、医薬品、医薬部外品及び医療機器に関する毎月の生産の実態等を明らかにすることを目的とする基幹統計（以下「薬事工業生産動態統計」という。）の作成に当たって都道府県知事が行う事務については、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号。以下「令」という。）別表第二の七の項に規定されている。

今回の改正は、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）の改正により、医薬品や医療機器とは別に「再生医療等製品」が新たに定義されることとなったことに伴い、令別表第二の七の項中、薬事工業生産動態統計の目的に「再生医療等製品」を追加するものである。薬事工業生産動態統計における把握品目の範囲自体に変更はない。

なお、統計法施行令の一部を改正する政令案は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号の規定に該当することから、意見公募手続は行わなかった。

2. スケジュール

閣議日：平成 26 年 11 月 14 日

施行日：薬事法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 84 号）の施行の日
(平成 26 年 11 月 25 日)